

商品出品作業の業務委託に関する契約

第1章 総則

第1条（適用範囲）

1 本契約は、商品出品作業に関する運用業務を委託する方（以下「甲」といいます。）と企画・運営元である株式会社worksより業務委託をされた株式会社ジンセント（以下「乙」という。）との間のウェブサービス運用業務委託に関する契約（以下「本契約」といいます。）に適用されます。

2 甲及び乙は、本契約書の内容を十分に理解し、その内容を承諾した上で、本契約書に合意するものとします。

第2条（委託業務の内容）

本契約に基づき、甲は、乙に対し、以下の業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（1）商品登録業務（以下「本件商品登録業務」といいます。）

ア 甲が指定するウェブサービスまたはその他ウェブサイトに対して行う商品情報の登録

イ 甲が指定するウェブサービスまたはその他ウェブサイトに対して行う商品登録情報の制作

（2）商品登録に関するサポート業務（以下「本件サポート業務」といいます。）

ア 商品登録に関する各種調査・リサーチ代行

イ 商品登録に関する各種画像加工業務

ウ その他甲が指定するサポート業務

（3）本契約が成立した後、甲は乙に対し、本条1項及び2項の範囲で、個別の業務を委託することを申し込むことができます。ただし乙はこれを拒否することができます。甲は個別業務の委託の申し込みの際、業務の期限、業務の具体的内容、成果物の納品の有無等乙が別途定める事項を示さなければなりません。

第2章 本件商品登録業務

第3条（本件制作業務の実施）

乙は、甲との打合せ及び甲の指示に基づき、前条3項に定める個別の業務委託についての合意の際に合意した成果物（以下、総称して「本件成果物」といいます。）を制作又は実施し、甲に対し、これを提供するものとします。

第4条（納品）

1 本件成果物の納品に際し、乙は、甲に対し、必要な協力を要請することができるものとし、甲は、すみやかにこれに協力するものとします。

2 納品方法は、本件成果物を甲の指定する方法に従うものとします。

第5条（検査）

1 甲は、前条に基づき本件成果物の納品を受けた場合、納品日から1週間以内に本件成果物を検査し、乙に対し、検査結果を通知するものとします。

2 前項の検査の結果、本件成果物が甲の期待する基準に達していなかった場合、甲は乙に対して、速やかにその理由を明示して補修又は追完を求めることができるものとし、乙は、甲との協議の上定めた期限までに無償で補修又は追完するものとします。

3 前条の甲の期待する基準とは以下のものとします。

（1）成果物が、甲が書面または電子メールやその他ソーシャルネットワークサービス等で記載した指示内容を合理的に解釈し、反映されたものであること。

（2）成果物の数量が、甲が依頼した件数及び個数に達していること。

4 前項二定める期間内に甲から乙に対する検査結果の通知がない場合、当該機関の経過をもって検査を通過したものとみなします。

第6条（瑕疵担保責任）

1 前条の検査合格後一週間年以内に、本件成果物に隠れたる瑕疵のあることが判明した場合、甲の求めに応じて、無償で補修に応じるものとします。

2 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する場合、乙は前項の補修業務を負わないものとします。

(1) 当該瑕疵が甲の提供した資料又は甲の指示等による場合その他乙の責に帰すべき事由によらない場合

(2) 当該瑕疵が軽微であり、かつ、補修に過分の費用を要する場合

第7条（所有権）

本件成果物の所有権は、甲の検査完了時に、乙から甲に移転するものとします。

第8条（危険負担）

本件成果物の滅失毀損の危険は、本件成果物納品前には乙が、本件成果物納品後は甲が負担するものとします。

第9条（知的財産権）

1 本件商品登録業務に含まれる一切の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲の検査完了時に、

乙から甲に移転するものとします。

2 第1項及び前項の場合において、乙は、甲に対し、著作者人格権を行使しないものとします。

第10条（代金の金額及び支払方法）

甲は、乙に対し、本件商品登録業務に関する対価として、以下の方法に従い代金を支払うものとします。

1 代金が本件商品登録業務の作業着手前に算出できる場合、作業着手に先立って前払いとする。

2 代金が本件商品登録業務の作業前着手に全額算出できない場合、算出可能分については作業着手に先立って前払いとし、算出ができない分については甲による本件成果物の納品後3営業日以内に支払うものとする。

3 各月の代金合計が30万円を超える場合のみ、月末締め翌月払いとして支払いを可能とする。実際の代金合計が30万円を超えないと弊社が判断した場合、直ちに上記1、2の支払い条件が適用される。

4 業務の性質上、上記1、2、3のケースの支払い方法が適用できない場合のみ、甲と乙の別途協議の上、合意した支払い条件を適用する。

5 上記1、2、3、4のケースで甲が乙への代金の支払い期限に遅れた場合、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、支払い期日の翌日から支払いをする完了する日までの日数に応じ、その支払金額に対して年利14.6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払わなければならない。

第3章 本件サポート業務

第11条（本件サポート業務）

乙は、甲に対し、個別業務の委託の申し込み時に合意した業務を提供するものとします。

第12条（代金）

甲は、乙に対し、本件サポート業務に関する対価として、本契約記載の第10条が示す支払方法に従い、代金を支払うものとします。

第4章 一般条項

第13条（再委託）

乙は、本件業務を第三者に再委託することができるものとします。

第14条（権利義務の譲渡）

甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾のない限り、本契約に基づく権利及び義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ、又は担保に供してはならないものとします。

第15条（損害賠償）

1 甲又は乙は、本契約に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、次項に定める限度で損害賠償を請求することができるものとします。

2 相手方に対する損害賠償の累積総額は、債務不履行、瑕疵責任担保、不当利得、不法行為その他請求原因の如何に関わらず本契約で定めた請負代金を限度とします。また、甲又は乙は、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、損害賠償の責任を負わないものとします。

第16条（免責条項）

1 乙は、甲の指示に基づき作成された本件商品登録業務で利用された情報の内容に関して第三者から損害賠償その他のクレームがなされた場合、甲が自己の責任と負担において対応するものとし、乙は如何なる責任も負わないものとします。

2 前条の規定にかかわらず、以下の事情によって甲に損害が生じた場合、乙は、如何なる責任も負わないものとします。

（1）本件成果物の利用

（2）天災などの不可抗力又はによる本件商品登録業務に関する電話、EメールまたはSNSによるサポート業務の停止又は休止

第17条（解約）

1 甲及び乙は、乙が本件商品登録業務の着手前であれば、本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。この場合、乙は、甲に対し、受領済みの金銭を無利息にて返還するものとします。

2 甲及び乙は、本契約に特段の定めのある場合を除き、本契約の全部又は一部を解約することはできないものとします。甲及び乙が、これに反して本契約の全部又は一部を解約する場合、相手方に対して、違約金1万円を支払うものとします。ただし、相手方に生じた実際の損害額（以下「実損額」といいます。）が当該違約金を越えるときは、相手方に対して、当該違約金に加えて当該違約金と実損額との差額を支払うものとします。

第18条

1 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、何らかの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

（1）支払停止があった場合

（2）手形交換所の取引停止処分を受けた場合

（3）公租公課の滞納処分を受けた場合

（4）仮差押さえ、仮処分、差押え、競売、破産手続き開始、民事再生法手続き開始、会社更生法手続き開始、特別生産開始の申立てがあった場合

（5）監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合

（6）廃業した場合

（7）その他前各号に準ずる本契約の継続しがち重大な事由が生じた場合

2 甲又は乙、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を催告した後も債務不履行が是正されない場合、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3 甲又は乙は、第1項又は第2項に定める解除事由に該当する場合、相手方に対して負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちにこれを弁済するものとします。

第19条（本ウェブサービス運用業務委託に関する紹介料の規定）

甲が本ウェブサービス運用業務委託を第三者に斡旋し、乙との取引が発生した際、乙は、甲に対し、甲と乙の別途合意した金額、支払い方法に従い紹介料を支払うものとします。

第20条（合意管轄）

本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第21条（協議）

本契約に定めのない事項に関しては、甲及び乙の協議の上、解決するものとします。